

5月は「自転車月間」です

【目的】自転車利用者に対する基本的な交通ルールの周知活動や街頭での指導啓発活動を強化し、良好な自転車交通秩序の実現を図る。

【期間】5月1日(水)～31日(金)

自転車安全利用5則 ～自転車は車のなかまで～

自転車の安全利用の促進

自転車は車のなかまで

自転車の安全利用 ● 知って助かる「自転車安全利用5則」

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
② 車道は左側を通行
③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④ 安全ルールを守る
⑤ 子どもはヘルメットを着用

飲酒運転、二人乗り、夜間はライトを点灯、信号遵守、交差点での一時停止と安全確認 ※安全のため、自転車に乗る全ての方にヘルメットの着用をお勧めします。

浦添警察署では、自転車月間である5月中、管内の西原町、浦添市で自転車利用者に対する各種広報活動、指導取締活動を強化します。

すべての自転車利用者をお願いします。日ごろから「自転車安全利用5則」をしっかり守って、絶対に交通事故を起こさない、交通事故にあわないように心がけてください。

お問い合わせ 浦添警察署交通課 ☎875-0110 (内線 411)

平成24年度情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況について

I. 情報公開制度の運用状況

- (1) 公開請求は8件で内訳は表1のとおりです。
- (2) 分野別では行政一般関係が4件、都市計画・開発関係が4件となっています。また、実施機関別では 町長部局7件、教育委員会1件となっています。

表1 情報公開請求の処理件数内訳

公開請求	公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	不服申立
8	2	3	2	3	0	0

II. 個人情報保護制度の運用状況

- (1) 自己情報に関する請求は26件で内訳は表2のとおりです。
- (2) 個人情報取扱業務の届出は0件です。
- (3) 個人情報の目的外利用等の届出は34件で、全て外部提供となっています。

表2 自己情報(開示・訂正・削除・中止)の請求件数等の内訳

開示請求	開示	一部開示	不開示	不存在	取り下げ	訂正請求	削除要求	中止要求	不服申立
26	25	0	0	1	0	0	0	0	0

※1つの請求書で複数の文書の請求があり、かつ処分内容が複数におよぶ場合は、件数を複数に数えています。

お問い合わせ 総務部総務課 ☎945-5011

育成医療の窓口が県から市町村に変わりました

育成医療事務は、これまで沖縄県福祉保健部の南部福祉事務所が行っていましたが、平成25年4月1日より、事務移譲により市町村事務となりました。このことにより、今後は、西原町役場福祉部介護支援課が申請窓口となります。
※原則として、事前申請です。詳しくは福祉部介護支援課にお問い合わせください。

- 1. 対象者**
18才未満で、身体に障がいのある児童またはそのままにしておく障がいが残る可能性があり、手術等によって障がいの改善が見込まれる児童
 - 2. 給付期間** 原則3ヶ月以内(腎臓機能障害、唇顎口蓋裂による歯科矯正療法適応者等については1ヶ年)
 - 3. 自己負担**
医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じて自己負担上限額あり。ただし、所得により給付の対象とならない場合があります。
 - 4. 必要なもの** ○自立支援医療費支給認定申請書 ○自立支援医療意見書(指定様式) ○健康保険証 ○印かん
- お問い合わせ 福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013

未熟児療育医療の窓口が県から市町村に変わりました

平成25年4月1日より、未熟児療育医療の申請先が西原町役場福祉部福祉課に変わりました。

- 1. 未熟児療育医療とは**
未熟児療育医療は、出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生した子どもで、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対して、医療の給付を行う制度です。所得に応じて費用の一部負担があります。
 - 2. 対象者** 出生時体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟のまま出生した1歳未満の子ども
 - 3. 対象となる医療とは** 入院中の診察・処置・看護や薬剤・治療材料の支給などです。
 - 4. 申請方法**
未熟児療育医療の申請は、入院中の申請が原則です。次の①～⑥の書類をそろえて、福祉部福祉課窓口へお越しください。(①～④の書類の様式は、福祉部福祉課の窓口でお渡しします。)
- ① 養育医療給付申請書
 - ② 養育医療意見書(医療機関で発行される指定様式でも可)
 - ③ 世帯調書及び税額証明書
 - ④ 扶養義務者負担金に係る委任状
 - ⑤ 保険証及び小児医療助成金受給資格者証
対象児本人の保険証がまだ支給されていない場合は、扶養義務者(本人が加入する予定)の保険証をお持ちください。
 - ⑥ 印かん
 - ⑦ 収入に関する証明書
- お問い合わせ 福祉部福祉課 母子保健係 ☎945-5311

西原町債権管理条例が、4月1日に施行されました。 沖縄県内初 町の債権の適正管理、公正な債権の徴収を図ります。

西原町の債権の適正な管理のため、平成25年4月1日に「西原町債権管理条例」が施行されました。西原町ではこの条例をもとに、債権管理の徹底、滞納処分や強制執行を含む徴収収納の強化を全庁的に取り組むことで、自主財源の確保に努めます。

「西原町債権管理条例」は・・・

- 地方税や国保税、保険料、保育料などの「公債権」は、法律に従って滞納処分や執行停止、不納欠損処理を行ってきました。本条例は、学校給食費や水道料金、町営住宅の家賃などの「私債権」も含めて、法的措置等を行わせるためのルールを整理したものです。
- 町が管理するすべての債権を厳正に徴収することで、住民や受益者負担の公正化が図られます。



西原町債権処理検討庁内委員会を発足させました。

お問い合わせ 総務部企画財政課 財政係 ☎945-4533